

海外のリサイクル関連法令におけるリサイクル率目標の設定と
目標達成の検証方法（１）
【EU 廃車指令】

リサイクル率の定義	<p>7条より</p> <p>リカバリー率 = リカバリー・リサイクルされた部品・素材の重量 / 車両の平均重量</p> <p>リサイクル率 = リユース・リサイクルされた部品・素材の重量 / 車両の平均重量</p>																						
目標設定の有無	<p style="text-align: center;">【リユース・リカバリー率目標、リユース・リサイクル率目標の設定】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">対象</td> <td colspan="2">全ELV</td> <td>1980年1月1日以前の生産車</td> </tr> <tr> <td>期限</td> <td>2006年</td> <td>2015年</td> <td>2006年</td> </tr> <tr> <td>リユース・リカバリー率</td> <td>85%</td> <td>95%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>リユース・リサイクル率</td> <td>80%</td> <td>85%</td> <td>70%</td> </tr> </table> <p><指令中の記述：7条></p> <p>2. 加盟国は関係事業者が以下の目標を確実に達成するために、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(a) 全ELVについて、2006年1月1日以前に、リユースとリカバリーを、年間の車両あたり平均重量で最低85%まで向上するものとする。同じ期間内に、リユースと再利用を年間の車両あたり平均重量で最低80%まで向上するものとする。1980年1月1日以前に生産された車両では、加盟国は低い目標値を設定してもよいが、リユースとリカバリーについては75%を下回らず、リユースとリサイクルについては70%を下回ってはならない。本段を適用する加盟国はその理由を欧州委員会と他の加盟国に通知する。</p> <p>(b) 全ELVについて、2015年1月1日以前に、リユースとリカバリーを、年間の車両あたり平均重量で最低95%まで向上するものとする。同じ期間内に、リユースとリサイクルは、年間の車両あたり平均重量で最低85%まで向上するものとする。</p> <p>欧州議会と閣僚理事会は、遅くとも2005年12月31日までに、欧州委員会の報告書とそれに伴う提案に基づき、(b)項に記した目標の再検討を行うものとする。欧州委員会はこの報告書において、車両構成材料の開発状況、およびその他の関連する環境的側面を考慮に入れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【リユース・リカバリー可能率、リユース・リサイクル可能率目標の設定】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">期限</td> <td>EUの車両形式認証指令の修正後3年目までに</td> </tr> <tr> <td>リユース・リカバリー率</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>リユース・リサイクル率</td> <td>85%</td> </tr> </table> <p><指令中の記述：7条></p> <p>指令70/156/EECを修正するため、欧州委員会は車両の解体可能性、再生可能性、および再利用可能性に関する欧州基準の作成を推進するものとする。この基準について合意が得られれば、(ただしかなる場合にも2001年末までに) 欧州議会と閣僚理事会は、欧州委員会の提案に基づいて指令70/156/EECを修正し、その結果、同指令によって型式認可を受け、且つ指令70/156/EECの修正より3年後に市場に出される車両のリユース・リサイクル可能率が、車両あたりの重量で最低85%に達し、リユース・リカバリー可能率が車両あたりの重量で最低95%に達するようにする。</p>	対象	全ELV		1980年1月1日以前の生産車	期限	2006年	2015年	2006年	リユース・リカバリー率	85%	95%	75%	リユース・リサイクル率	80%	85%	70%	期限	EUの車両形式認証指令の修正後3年目までに	リユース・リカバリー率	95%	リユース・リサイクル率	85%
対象	全ELV		1980年1月1日以前の生産車																				
期限	2006年	2015年	2006年																				
リユース・リカバリー率	85%	95%	75%																				
リユース・リサイクル率	80%	85%	70%																				
期限	EUの車両形式認証指令の修正後3年目までに																						
リユース・リカバリー率	95%																						
リユース・リサイクル率	85%																						
目標達成の検証方法	<p style="text-align: center;">【報告書の提出】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">報告者</th> <th style="width: 15%;">報告先</th> <th style="width: 75%;">報告の内容</th> </tr> <tr> <td>加盟国</td> <td>欧州委員会</td> <td>3年ごとに自動車販売構造の予想される変化、回収、解体、破碎、再生、再利用業界の構造の変化に関して報告</td> </tr> <tr> <td>関連事業者</td> <td>加盟国</td> <td>再生と再利用による処分廃棄物の低減と再生及び再利用率の向上達成の進捗度について報告</td> </tr> </table> <p><指令中の記述：9条></p> <p>1. 加盟国は、3年毎に本指令の実行について欧州委員会に報告書を提出するものとする。この報告者は、ELVとその処理に関するデータベースを作成するために指令91/692/EEC1の第6条に定める手順に従って欧州委員会が起案した質問書または概略書に基づいて作成するものとする。報告書は、加盟国間または加盟国内の競争の歪みに通じる自動車販売構造の予想される変化、ならびに回収、解体、破碎、再生、および再利用業界の構造の同様の変化に関する関連情報を記載するものとする。質問書または概略書は、報告書が扱う期間の開始6ヶ月前に加盟国に送付するものとする。報告書はそれが扱う3年の期間が終了した後9ヶ月以内に欧州委員会宛に作成するものとする。最初の報告書は2002年4月21日から向こう3年間の期間を扱う。上記の情報に基づいて、欧州委員会は加盟国から報告書を受取った後9ヶ月以内に本指令の実行に関する報告書を発表するものとする。</p> <p>2. 加盟国は、各々の場合に応じて、該当する関係事業者に、以下に関する情報の発表を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 再生可能性と再利用可能性に関する車両とその構成部品の設計 - ELVの環境面で安全な処理、とりわけ全ての液類の除去と解体 - ELVとその構成部品のリユース、再利用、および再生方法の開発と最適化 - 再生と再利用による処分廃棄物の低減と再生および再利用率の向上達成の進捗度 <p>生産者はこの情報を今後車両を買おうとする人が利用できるものにならなければならない。この情報は新車の販売に使用される販売促進用資料に記載するものとする。</p>	報告者	報告先	報告の内容	加盟国	欧州委員会	3年ごとに自動車販売構造の予想される変化、回収、解体、破碎、再生、再利用業界の構造の変化に関して報告	関連事業者	加盟国	再生と再利用による処分廃棄物の低減と再生及び再利用率の向上達成の進捗度について報告													
報告者	報告先	報告の内容																					
加盟国	欧州委員会	3年ごとに自動車販売構造の予想される変化、回収、解体、破碎、再生、再利用業界の構造の変化に関して報告																					
関連事業者	加盟国	再生と再利用による処分廃棄物の低減と再生及び再利用率の向上達成の進捗度について報告																					